

## 「未来につなぐ京の木府民会議」ロゴマーク等の使用規程

### (目的)

第1 この規程は、「未来につなぐ京の木府民会議」（以下「府民会議」という。）に係るロゴマーク及び文字表記の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (ロゴマークに関わる権利)

第2 ロゴマーク及び文字表記に関する一切の権利は、府民会議に帰属する。

### (ロゴマーク及び文字表記)

第3 府民会議のロゴマーク、文字表記及び使用方法は、別紙「ロゴマーク使用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

2 ロゴマーク及び文字表記は、マニュアルに定めるデザイン、彩色及び書体を変更して使用してはならない。

3 ロゴマークと文字表記を併用する場合は、マニュアルに定める配置を基本とする。ただし、用途に応じた軽微な配置変更は妨げない。

### (ロゴマークを使用できる者)

第4 ロゴマーク及び文字表記を使用できる者は、次に掲げる者に限る。

(1) 府民会議の会員

(2) 府民会議事務局（以下「事務局」という。）が特に認めた者

2 ロゴマークを使用したい者は、原則として府民会議の会員となる必要がある。

3 会員は、府民会議の趣旨に沿った普及・広報の目的のため、マニュアルに沿って自由に使用することができる。

4 前各号に定める者以外は、ロゴマーク及び文字表記を使用することができない。

### (使用料)

第5 ロゴマーク及び文字表記の使用料は無料とする。

### (使用の制限)

第6 会員及び事務局が特に認めた者であっても、次の各号に該当する用途でロゴマーク及び文字表記を使用してはならない。

(1) ロゴマークの図柄や色彩等を改変して使用するもの。

(2) 公序良俗に反するもの。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるもの。

(4) 府民会議の目的に反し、又はその品位を損なうおそれのあるもの。

(5) 府民会議が当該事業・商品を推薦・保証しているとの誤認を与えるおそれがあるもの。

(6) その他、事務局が使用を適当でない判断するもの。

### (使用の中止)

第7 ロゴマーク及び文字表記の使用が本規程に違反していると認められる場合、事務局は使用者に対し、適切な是正措置を求めることができる。

- 2 前項の規定により使用を中止したことにより、使用者又は第三者に損害が生じても、府民会議は一切その責任を負わない。
- 3 ロゴマーク及び文字表記の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合、事務局は使用の中止を求めることができる。

(使用者の責務)

第8 ロゴマーク及び文字表記の使用に関して発生した事故、苦情及び損害については、使用者の責任において処理しなければならない。

(損失補償等の責任)

第9 使用者は、ロゴマーク及び文字表記の使用に際して故意または過失により府民会議に損害を与えた場合は、これに生じた損害を府民会議に賠償しなければならない。

(規程の改訂)

第10 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定する場合がある。

附則

この規程は、令和8年2月12日から施行する。